

# 新たな児童手当制度の概要

制度の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭等の生活の安定に寄与する</li> <li>○次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する</li> </ul>				
支給対象	○中学校修了までの国内に住所を有する児童 (15歳に到達後の最初の年度末まで)	所得制限 (夫婦と児童2人)	○所得限度額（年収ベース） ・960万円未満		
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○0～3歳未満 一律15,000円</li> <li>○3歳～小学校修了まで                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1子、第2子:10,000円</li> <li>・第3子以降 :15,000円</li> </ul> </li> <li>○中学生 一律10000円</li> <li>○所得制限以上 一律5,000円（当分の間の特例給付）</li> </ul>	受給資格者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監護生計要件を満たす父母等</li> <li>○児童が施設に入所している場合は施設の設置者等</li> </ul>		
		実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市区町村(法定受託事務)</li> <li>※公務員は所属庁で実施</li> </ul>		
		支払期月	○毎年2月、6月及び10月（各前月までの分を支払）		
費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童手当等の財源については、国、地方(都道府県、市区町村)、事業主拠出金で構成されている。</li> <li>事業主拠出金の額は、標準報酬月額及び標準賞与額を基準として、拠出金率（平成24年度：1.5/1000）を乗じて得た額。</li> <li>※ 事業主拠出金の一部を財源として児童育成事業（放課後児童クラブ等）を実施。</li> </ul>				
		被用者	非被用者	公務員	
	0歳～3歳未満	特例給付	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10
		児童手当	事業主 7/15 国 16/45 地方 8/45	国 2/3 地方 1/3	
3歳～ 中学校修了前	特例給付	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3	所属庁 10/10	
	児童手当	国 2/3 地方 1/3	国 2/3 地方 1/3		
財源内訳 (24年度)	[給付総額] 2兆2,857億円	(内訳) 国負担分 : 1兆3,283億円 地方負担分 : 7,831億円 事業主負担分 : 1,742億円 ※公務員を含む			
その他	○保育料は手当から直接徴収が可能、学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能 (いずれも市町村が実施するかを判断)				

※子育て支援に係る財政上又は税制上の措置等について、扶養控除の廃止の影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとされている。特例給付の在り方についても、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとされている。